

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります。また、随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいこネットをご確認ください。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類 ●印は、加算を取る場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

Table with columns for '変更があった事項' (Items that have changed) and various categories of documents and services. Rows include '変更届出書', '付表', '法人の登記事項証明書', '誓約書', '事業所一覧', '運営規程', '代表者情報', '利用料の積算', '入所人数確認表', '事業所の平面図', '主要な場所の写真', '事業所の部屋別施設', '建築基準法及び消防法上の検査済証', '介護給付費算定に関する届出書', '介護給付費算定に係る体制等に関する届出書', '介護給付費算定に係る体制等状況一覧表', '虐待防止のための指針', '感染症及び非常災害の業務継続計画', '口腔連携強化加算に関する届出書', '生産性向上推進体制加算に関する届出書', 'サービス提供体制強化加算に関する届出書', '病院等における短期入所療養介護（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出書', '基本型・在宅強化型の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書', '介護医療院における重度認知症患者療養体制加算に係る届出書', '診療報酬算定のための届出書の写し等', '重症皮膚潰瘍管理指導の施設基準に係る届出書', '褥瘡管理指導の施設基準に係る届出書', '勤務する従事者の名簿', '理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の施設基準に係る届出書', '車検証の写し', 'ナンバーが写った車の写真', '送迎車が賃貸にあつては契約書の写し', '認知症専門ケア加算に係る届出書', '研修修了証の写し', '研修・会議に対する事業所の取り組み方針', '休止届出書', '再開届出書', '廃止届出書', '業務管理体制にかかわる届出書'.

★1) 事前相談が必要です。
★2) 休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。
★3) 介護職員処遇改善加算の届出については、NAGOYAかいこネットの「介護職員処遇改善実績報告について」をご覧ください。
注1) 人員変更は特別措置があります。詳しくは、NAGOYAかいこネットをご覧ください。
注2) 住所、氏名（婚姻等による）及び兼務関係の変更のみの場合は、誓約書及び別紙を添付する必要はありません。
注3) 兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。
注4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
注5) 作成に当たっては、NAGOYAかいこネットの「サービス提供体制強化加算および特定事業所加算における職員配置割合計算等の取り扱いについて」をご確認ください。
注6) 業務管理体制の届出については、NAGOYAかいこネットの「業務管理体制について」をご覧ください。
注7) 休止届は、やむを得ず人員基準を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思がある場合に行う届出（最長6ヶ月）であり、状況によっては休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。
注8) 令和6年9月サービス提供分までと、令和6年10月サービス提供分以降とで様式が異なりますのでご注意ください。
注9) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は添付する必要はありません。また、軽微なレイアウト変更等においては添付不要な場合もありますので、事前相談時にご相談ください。
※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。